様式第二十五（第117条、第128条関係）

整理番号（注）		

登録 放射線取扱主任者定期講習／特定放射性同位元素防護管理者定期講習 機関　業務の休止（廃止）届

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律 第41条の39／第41条の45 の規定により、次のとおり届け出ます。

［略］

注　［略］

備考１～３　［略］

様式第二十六（第133条関係）

表

［略］ 上記の者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の３第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 ［略］	

備考　［略］

裏

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）

第43条の３　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　［略］

［略］

様式第二十五（第117条関係）

整理番号（注）		

登録定期講習機関　業務の休止（廃止）届

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の39の規定により、次のとおり届け出ます。

［同上］

注　［同上］

備考１～３　［同上］

様式第二十六（第122条関係）

表

［同上］ 上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の３第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 ［同上］	

備考　［同上］

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の３　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　［同上］

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。